

中労委、平7不再14、平8.7.17

命 令 書

昭和60年（不再）第16号事件  
昭和60年（不再）第17号事件   ネスレ日本株式会社  
再 審 査 申 立 人  
昭和60年（不再）第18号事件  
再 審 査 被 申 立 人

昭和60年（不再）第18号事件  
再 審 査 申 立 人  
昭和60年（不再）第16号事件   ネスル日本労働組合  
昭和60年（不再）第17号事件  
再 審 査 被 申 立 人  
同                                   ネスレ島田工場内  
                                      ネスル日本労働組合島田支部

主 文

中労委昭和60年（不再）第16号、第17号及び第18号事件にかかる昭和61年6月18日付中央労働委員会命令主文第2項を次のように改める。

- 2 本件初審命令主文第2項中「また、昭和58年4月分以降の同組合員の給与からチェックオフした組合費相当額を、同支部に支払わなければならない。」を「また、同支部に所属する組合員の給与から、昭和58年4月分以降、チェックオフした組合費相当額及びこれに対する年5分の割合による金員を当該組合員に支払わなければならない。」に改める。

理 由

本件は、さきに中労委昭和60年（不再）第16号、第17号及び第18号事件として当委員会に係属していたが、当委員会は、これらの事件にかかる昭和61年6月18日付け命令において、静岡地労委昭和58年（不）第4号及び第5号事件にかかる昭和60年3月30日付け救済命令を一部変更したほかは、再審査申立てを棄却した。

再審査申立人ネスレ日本株式会社（以下「会社」という。）は、上記再審査命令を不服として、救済命令取消請求訴訟を提起し、最高裁判所は、平成7年2月23日の判決において同命令の一部を取り消した。

よって、当委員会は、行政事件訴訟法第33条第2項及び労働委員会規則（以下「規則」という。）第56条第1項において準用する第48条の規定に基づき、平成7年3月15日第1188回公益委員会議における決定により審査を再開し、上記判決の趣旨に従い、労働組合法第25条及び第27条並びに規則第55条を適用して、主文のとおり命令する。

平成8年7月17日

中央労働委員会

会長 萩澤 清彦 印